

令和元年台風第 19 号に係る災害援護資金貸付制度及び  
台風第 15 号・19 号に係る災害弔慰金、災害障害見舞金について

1 趣旨

令和元年台風 19 号の被害により、災害援護資金貸付制度が適用となりましたので、制度の概要についてご説明します。

また、台風 15 号及び 19 号により、災害弔慰金・災害障害見舞金支給制度が適用となっていますので、制度の概要についてご説明します。

災害援護資金貸付制度については 12 月の広報よこはまに掲載予定です。

制度に関するお問合せ等は、別添の各制度の案内ちらしをご確認ください。

2 制度概要

(1) 災害援護資金貸付制度【台風 19 号による被害が対象】**貸付**

ア 対象となる方

対象災害により以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主

○世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね 1 か月以上

○家財の 3 分の 1 以上の損害

○住居が半壊、大規模半壊、全壊、住居全体が滅失

※一定の所得以下の世帯が対象です。

イ 貸付額 最大 350 万円（区分により限度額は異なります。）

ウ 受付期間 令和元年 11 月 12 日（火）～令和 2 年 1 月 14 日（火）

エ 相談受付 港北区役所福祉保健課

(2) 災害弔慰金【台風 15 号・19 号による被害が対象】**支給**

ア 対象となる方

対象災害により死亡した横浜市民のご遺族一人に弔慰金を支給します。

※横浜市外で被害を受けた方も対象です。

イ 支給額 生計維持者の死亡…500 万円、その他の者の死亡…250 万円

ウ 相談受付 市役所健康福祉局福祉保健課

(3) 災害障害見舞金【台風 15 号・19 号による被害が対象】**支給**

ア 対象となる方

対象災害により重度の障害を受けた横浜市民の方へ見舞金を支給します。

※横浜市外で被害を受けた方も対象です。

イ 支給額 生計維持者…250 万円、その他の者…125 万円

ウ 相談受付 市役所健康福祉局福祉保健課

【担 当】 港北区 福祉保健課 村上・山口

【連絡先】 5 4 0 - 2 3 3 9

# 令和元年台風第15号及び19号で被災された方への主な給付・貸付支援制度一覧

※要件がありますので詳細は担当窓口にお問合せください。なお、住宅を所有していても居住していない場合(大家等)は対象外です。

	制度	横浜市の適用状況	対象となる被害	支援の内容	担当窓口
給付	①被災者生活再建支援制度 【期限:令和2年10月8日】	台風15号・19号	全壊、大規模半壊、半壊解体、敷地被害解体	自宅の被害程度・再建方法に応じて最大300万円を給付	港北区福祉保健課 (045-540-2339)
	②災害弔慰金・災害障害見舞金		死亡、重度障害	ご遺族へ250万円か500万円を給付 重度障害を受けた方へ125万円か250万円を給付	健康福祉局福祉保健課 (045-671-4044)
	③横浜市災害見舞金・弔慰金		全壊～半壊、床上浸水、冠水	③横浜市災害見舞金・弔慰金 自宅の被害程度に応じて1～5万円を給付 重傷を負った方に3～5万円を給付 ご遺族へ10万円を給付 ※死亡の場合、②の災害弔慰金の対象となる方は給付されません	③港北区福祉保健課 (045-540-2339)
	④日赤・共同募金・区社協による災害見舞金・弔慰金		重症、死亡	④日本赤十字社・共同募金・区社会福祉協議会による災害見舞金・弔慰金 被害を受けた世帯に全壊で最大2.5万円程度を給付 ※制度ごとに対象者や金額は異なります	④港北区社会福祉協議会 (045-547-2324)
貸付	⑤災害援護資金貸付 【期限:令和2年1月14日】	台風19号のみ ※15号及び19号両方で被害を受けた場合は対象	全壊～半壊、家財損害(家財全体の3分の1の損害) 世帯主の1か月以上の負傷	自宅被害や世帯主の負傷に応じて最大350万円を貸付け ※一定の所得以下の方が対象です	港北区福祉保健課 (045-540-2339)
	⑥生活福祉資金貸付 (災害を受けたことにより臨時に必要な経費)	台風15号・19号	被災による生活困窮	自宅の補修、家財の購入のための資金について最大150万円を貸付け ※一定の所得以下の方が対象です ※⑤の災害援護資金貸付を受けている場合は対象外です	港北区社会福祉協議会 (045-547-2324)
その他	⑦市営住宅への一時入居	台風15号・19号	全壊～半壊	自宅が半壊以上の被害を受け、居住の継続が困難な場合、市営住宅への一時入居が可能です。使用期間は原則3か月以内で、期間中の住宅使用料及び保証金は免除になります。(ただし、光熱水費、共益費等は各自負担)	建築局市営住宅課 (045-671-2923)
	⑧災害救助法による応急修理	適用なし	全壊～半壊、一部損壊(準半壊)	日常生活に必要で欠くことのできない部分(居室、台所、トイレ等)の修理を市町村が一定額の範囲(上限30～59.5万円)で実施します	

※そのほか、国民健康保険料の減免(家屋等の資産が20%以上の被害を受けた方)などの制度があります。

# 令和元年台風第 19 号に係る災害援護資金の貸付のご案内

(申込期限：令和 2 年 1 月 14 日)

10 月 12 日の令和元年台風第 19 号により、世帯主が負傷又は住居、家財に相当の被害を受けた、被災時に横浜市居住の世帯を対象とした貸付制度です。借入者は原則世帯主です。

## 貸付の概要 ※詳細は次頁以降

- 対象災害 10 月 12 日の令和元年台風第 19 号による被害  
(台風 15 号・19 号両方で被災し、罹災証明書で 19 号と関連した被害であることが分かる場合を含む)
- 対象世帯 ・世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね 1 か月以上(診断書で確認)  
・住居が半壊/大規模半壊/全壊/滅失、又は家財の 3 分の 1 以上が損害(罹災証明書で確認)  
※世帯の所得が一定額以下であることが条件です。
- 貸付限度額 被害状況に応じて、150 万円～350 万円

## 相談・申込については、まずは被災時の居住区の福祉保健課にお電話でご連絡ください。

◆申込期間：令和元年 11 月 12 日(火) ～ 令和 2 年 1 月 14 日(火)  
(年末年始を除く平日 8 時 45 分～17 時)

◆相談・申込書配布・申込先：被災当時の居住地の区役所福祉保健課

※まずは、事前に、被災当時の居住地の区役所福祉保健課にお電話していただき、来庁いただく相談日時を調整してください(連絡先は、最後のページに掲載)。

申込書は、相談いただいたうえで、区役所福祉保健課でお渡しします。

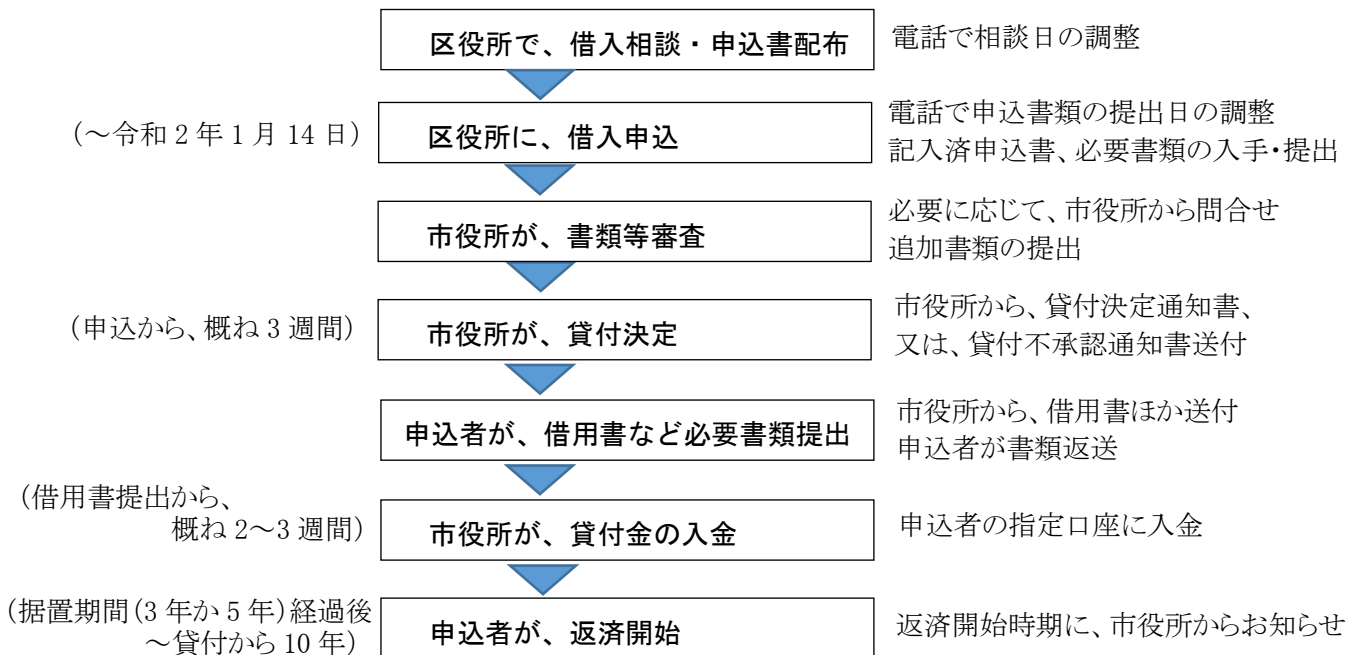
申込に必要な資料なども区役所福祉保健課でご案内します。

※相談・申込は、原則世帯主(＝申込者)が行っていただくようお願いします。

※相談にあたって、下記の身分証明書をご持参ください。

身分証明書の例 (1 枚で確認できるもの)	身分証明書の例 (2 枚で確認できるもの。ただし 1. は必須)
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、顔写真付き住基カード、在留カード など	1. 健康保険証、年金手帳、納税通知書や領収書など 2. 学生証、法人が発行した身分証明書、国・地方自治体が発行した資格証明書で写真を貼り付けたもの、金融機関等が発行したキャッシュカードなど

## ◆借入の流れ <申込から入金まで約 2 か月>



★各区役所福祉保健課連絡先は、最後のページに掲載しています。

# 1 制度概要

<p><b>対象災害</b></p>	<p>令和元年台風第 19 号 (台風 15 号・19 号両方で被災し、罹災証明書で 19 号と関連した被害であることが分かる場合を含む)</p>												
<p><b>対象世帯</b></p>	<p>被災時に、横浜市内に居住の世帯（※1）で、以下のいずれかの被害を受けた世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね 1 か月以上</u> [確認資料]診断書（診断書で台風 19 号との因果関係が不明な場合は、申立書も）</li> <li>● <u>家財の 3 分の 1 以上の損害</u> [確認資料]台風 19 号による被害区分が半壊未満の罹災証明書</li> <li>● <u>住居（※2）が半壊、大規模半壊、全壊、住居全体が滅失</u> [確認資料]台風 19 号による被害区分が半壊、大規模半壊、全壊の罹災証明書</li> </ul> <p>（※1）被災時に市内に居住していれば、現在、市外にお住まいの方も対象となります。 現在市外にお住まいの方は、現在住所のある市町村発行の住民票の提出も必要です。 なお、被災時に居住していたかどうかは、住民票のほか、公共料金の領収書などをご提出いただき、確認する場合があります。</p> <p>（※2）住居被害は、住居が自己所有か同居親族所有であることが必要です。 ただし、賃貸住宅であっても、滅失（100%の全壊）や、全壊で、建て直しのため大家が当該住居を取り壊した（する）場合は、申立書と根拠資料を提出すれば対象となります。 なお、家財被害は、賃貸住宅も対象です。</p>												
<p><b>借入者 (申込者)</b></p>	<p>原則 世帯主</p> <p>※相談、申込手続きも、原則世帯主が行うようお願いします。</p> <p>※実質的な生計維持者が別の世帯員である場合や、真にやむを得ず世帯主が借入申込者となれない場合、代わりに別の世帯員が借入申込者として、その理由を記した申立書と根拠資料を添付し提出すれば可とする場合があります。詳しくはご相談ください。</p>												
<p><b>所得制限</b></p>	<p>被災時点で同一世帯であった方全員の、平成 30 年分市町村民税の総所得金額等の合計額が、<u>下表の金額以上の場合は、貸付対象外です。</u></p> <table border="1" data-bbox="320 1771 1469 1928"> <thead> <tr> <th>同一世帯に属するものの数</th> <th>1 人</th> <th>2 人</th> <th>3 人</th> <th>4 人</th> <th>5 人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得の合計額</td> <td>220 万円</td> <td>430 万円</td> <td>620 万円</td> <td>730 万円</td> <td>730 万円に世帯人員が 1 人増すごとに 30 万円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※住居が滅失（100%の全壊）した場合は、世帯人数に関わらず、所得制限額は 1,270 万円となります。また、全壊で建て直しのために当該住居を取り壊した（する）場合も、滅失扱いとし、所得制限額は 1,270 万円となります。</p>	同一世帯に属するものの数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上	所得の合計額	220 万円	430 万円	620 万円	730 万円	730 万円に世帯人員が 1 人増すごとに 30 万円を加算した額
同一世帯に属するものの数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上								
所得の合計額	220 万円	430 万円	620 万円	730 万円	730 万円に世帯人員が 1 人増すごとに 30 万円を加算した額								

貸付限度額	貸付区分		貸付限度額
	(1)世帯主が負傷した場合 (療養に概ね1か月以上かかること)	ア) 家財、住居に損害がない 場合	150万円
	(2)世帯主が負傷した場合 (療養に概ね1か月以上かかること)	ア) 家財の損害 1/3 以上	250万円
		イ) 住居が半壊した場合	270万円 (350万円)
ウ) 住居が全壊した場合		350万円	
(3)世帯主が負傷しなかった場合 (療養に概ね1か月以上かからない 負傷も含む)	ア) 家財の損害 1/3 以上	150万円	
	イ) 住居が半壊した場合	170万円 (250万円)	
	ウ) 住居が全壊した場合 (エの場合を除く)	250万円 (350万円)	
	エ) 住居が滅失した場合	350万円	
<p>※自己所有や同居親族所有の住居が全壊～半壊で、建て直しのため当該住居を取り壊した(する)場合は、申立書と根拠資料を提出すれば( )内の金額が貸付限度額となります。</p> <p>※住居被害は、住居が自己所有か同居親族所有であることが必要です。</p> <p>ただし、賃貸住宅であっても、滅失(100%の全壊)や、全壊で、建て直しのため大家が当該住居を取り壊した(する)場合は、申立書と根拠資料を提出すれば対象となります。</p> <p>なお、家財被害は、賃貸住宅も対象です。</p>			
貸付条件	<p><b>利 率</b> 連帯保証人を立てたうえで、無利子(連帯保証人を立てない場合は年1%)</p> <p><b>返済(償還)期限</b> 貸付から10年(据置期間を含む)</p> <p><b>据置期間(元金・利子を返済しなくてよい期間)</b> 貸付から3年 ※全壊世帯、当該災害により世帯主が死亡・障害者となった世帯、生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯は、希望により、据置期間は5年とできます。</p>		
償還方法	元利均等による年賦償還(年1回) 又は 半年賦償還(半年1回) 又は 月賦償還(月1回)		
連帯保証人	<p>①能力者であること(未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人以外)</p> <p>②弁済の資力を有しており、所得がある方(資産があっても所得が無い場合は不可)</p> <p>③原則として、横浜市内に居住する者(適当な者がいない場合はこの限りでない)</p> <p>④借入申込者と同一世帯でないこと</p> <p>⑤災害援護資金の申込者でないこと</p> <p>⑥本制度の他の借入申込者の連帯保証人になっていないこと</p>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>借入金額は、世帯の収支を考慮し、返済可能な額で設定してください。</li> <li>生活保護を受給されている世帯の方は、担当ケースワーカーへのご相談が必要です。</li> </ul>		

## 2 申込に必要な書類

提出表、申込書、(住居・家財被害で申込の場合)罹災証明書、(負傷で申込の場合)診断書、その他必要書類。  
申込時には、身分証明書及び印鑑(シャチハタ不可)の持参が必要です。

※申込は、基本的に、事前に区役所福祉保健課で相談し、申込書などの配布を受けてからとなります。

## 3 申込後について

・申込書を区で受付後、市役所健康福祉局福祉保健課で審査しますので、提出時点で貸付が決定するものではありません。また、審査にあたり、市役所健康福祉局福祉保健課から改めて書類提出や確認を求める場合があります。

・申込書を提出後、貸付の可否が決定するまでに、3週間程度かかることがあります。貸付の可否決定通知の送付や、その後の借用書の取り交わしについては、市役所健康福祉局福祉保健課と郵送のやりとりとなりますので、ご連絡をお待ちください(送付前にお電話にてご連絡する場合があります)。

また、借用書の取り交わし後、指定の口座への入金まで、2～3週間程度かかることがあります。

(申込書の提出から入金まで2か月程度見込んでください)

・貸付の可否が決定するまでの間に、引っ越しをする場合や世帯状況が変わるなど、状況に変更があった場合は、必ず横浜市健康福祉局福祉保健課まで、ご連絡ください。

### **【相談・問い合わせ 電話番号】**

#### **◆申込書提出まで**

**各区役所福祉保健課 (平日 8 時 45 分～17 時、年末年始を除く)**

鶴見区	045-510-1791	保土ヶ谷区	045-334-6311	青葉区	045-978-2434
神奈川区	045-411-7131	旭区	045-954-6101	都筑区	045-948-2341
西区	045-320-8436	磯子区	045-750-2411	戸塚区	045-866-8418
中区	045-224-8152	金沢区	045-788-7820	栄区	045-894-6963
南区	045-341-1182	港北区	045-540-2339	泉区	045-800-2401
港南区	045-847-8432	緑区	045-930-2328	瀬谷区	045-367-5710

#### **◆申込書提出後**

**横浜市健康福祉局福祉保健課 (平日 8 時 45 分～17 時、年末年始を除く)**

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1(横浜市役所 7 階)

電話:045-671-4044

## 台風 15 号・台風 19 号による被害を受けられた方へ

### 災害弔慰金・災害障害見舞金のご案内

横浜市に居住している方で台風 15 号・台風 19 号により以下の被害を受けた方が対象です。

※横浜市外で被害を受けた方も対象です。

該当の方はお申し出いただくようお願いします。

#### ◎災害弔慰金

対象災害により死亡した方のご遺族へ弔慰金を支給します。

※ご遺族の方の住所は問いません。

##### 対象となるご遺族

以下のご遺族のうち、支給順位が最も高い方（おひとり）に支給します。

- ① 死亡者と生計を一にしていた遺族  
配偶者（順位 1）、子（2）、父母（3）、孫（4）、祖父母（5）、
- ② 生計を別にしていない遺族  
配偶者（6）、子（7）、父母（8）、孫（9）、祖父母（10）、
- ③ 同居又は生計を一にしていた、兄弟姉妹（11）、  
別居かつ生計を別にしていない、兄弟姉妹（12）

##### 支給額

生計維持者の死亡・・・500 万円 その他の者の死亡・・・250 万円

#### ◎災害障害見舞金

対象災害により重度の障害を受けた方へ見舞金を支給します。

##### 対象となる障害

- ①両眼が失明したもの
- ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ⑥両上肢の用を全廃したもの
- ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ⑧両下肢の用を全廃したもの
- ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

##### 支給額

生計維持者・・・250 万円 その他の者・・・125 万円

必要書類等、詳しくは以下までお問い合わせください。

担当 横浜市健康福祉局福祉保健課 電話 045-671-4044 FAX 045-664-3622